

## 中小企業経営改善計画策定支援研修【実践研修】について（募集要項）

（平成29年11月 東京校開催）

### 1. 研修のねらい

当研修は、中期経営改善計画を策定する中小企業者の支援にあたる税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等の資格を持つ者又はそれらが営む事務所の役職員、民間コンサルティング会社の役職員、金融機関の役職員、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会の役職員等中小企業の経営支援を行おうとする者に対し、支援に必要な税務、金融及び企業の財務等の専門的かつ実務的な知識を、グループ演習を通じて実践的に学び、当該経営改善計画の策定、支援の経験値の向上に寄与することを目的としています。

### 2. 研修の特徴

- (1) 当研修は、中小企業が金融機関からの借入の条件変更を依頼する際に必要となる資料の作成を支援し、併せて金融機関に対する説明を行うという実践的なテーマで実施するものです。
- (2) 当研修は、業種・業態のケースを使用した演習形式とし、一班あたり4～7名程度の班単位で行います。基本的に講義形式では行いません。
- (3) 当研修は、中小企業等経営強化法に基づく実務経験の付与を目的とした認定研修です。
- (4) 当研修は、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会の研修関連規則で定める認定研修です。
- (5) 財務・会計等の専門的な知識を付与する研修で学んだ知識を活かして当研修を受講することを想定しているため、中小企業経営改善計画策定支援研修【理論研修】との親和性を確保しています。

### 3. 受講対象者

税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、社会保険労務士、司法書士、経営士等の士業の者、金融機関の役職員、NPO法人、民間コンサルティング会社、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、その他中小企業等経営強化法に基づく経営改善計画の策定支援を実施する者であって、中小企業の経営支援業務の実務経験が3年未満の者又は中小企業の経営支援業務の実務経験が3年以上であって、そのうち経営革新等支援業務の実務経験が1年未満の者。

ただし、税理士、弁護士、公認会計士の者及び金融機関の役職員を除く者については、以下のいずれかの条件について該当すること。

(1) 経営革新計画等の策定に際し、主たる支援者として関与したあと、当該計画の認定を3件以上受けていること。

(2) 中小企業経営改善計画策定支援研修【理論研修】の専門的知識判定試験に合格していること。

※1 国の認定制度に基づく計画（経営革新計画、異分野連携計画、農商工連携計画、地域資源計画等）の策定支援への関与度合いに応じて、研修の受講が免除される場合があります。ご確認の上、申込者ご本人の実務経験に応じてお申し込みください。なお、実務経験の有無に係る判断については、後日、所管の経済産業局に対し認定申請を行う際に同申請書と併せ、支援・実務等に係る各種証明書をご提出いただくこととなります。研修の受講申込みにあたって、申請予定の実務経験内容の適否については、あらかじめ提出先である経済産業局窓口にてご確認ください。

※2「認定経営革新等支援機関」としてすでに認定されている方もご受講いただけます。ただし、新たに認定を受けようとする方が優先されますのでご了承ください。

【ご注意】ご受講申込みにあたってお振込みいただいた受講料等の一部又は全額を他の研修の受講料等に充当すること、開講日以降の受講等辞退申出に伴う受講料等の返還については、理由の如何を問わず、一切応じかねますのでご注意ください。

※1 受講料の返還の可否及び返還額は、当機構の規定に基づきます。

※2 受験料は、受験辞退申出日にかかわらず、返還いたしません。

#### 受講条件

※研修において、経営改善計画のシミュレーションを行う際にマイクロソフトのエクセルを使用し、マクロ関数及びビジュアルベーシック（VBA）を用いるため、表計算ソフトなどパソコンのアプリケーションを使用することに抵抗感のない方。また、これらの操作を自主的に学習することができる方。（エクセルの環境設定を事前にご自身で行っていただきます。）

※商業簿記3級以上又はそれと同等以上の知識を持つ方。

※研修中、パソコン（OSはWindows）を使用しますので、各自ご持参ください。Mac、Surface RT、タブレットはご使用いただけません。どうしてもご用意いただけない場合は、事前に事務局（9頁参照）にご連絡ください。

#### 4. 研修の構成・期間

日程：平成29年11月1日（水）～2日（木）（2日間・12時間）

##### <カリキュラム>

	時間	科目	内容
11/1 (水)	9:40-10:00	オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修のねらい、学習目標等概要について説明します。</li> <li>研修に必要なパソコンの環境設定の確認を行います。</li> </ul>
	10:00-10:30 〔0.5H〕	演習の進め方について	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究課題（設問）に対する学習の進め方、グループ学習の進め方などについて説明します。</li> </ul>
	10:30-17:00 〔5.5H〕	机上総合演習（グループ形式による検討・作業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業者から資金繰りの相談を受けた場合の緊急性の診断とその対処方法について、演習を通じて学ぶことができます。</li> <li>中小企業者が金融機関からの借入の条件変更（リスケジュール）のための説明資料を作成するという設定の机上演習を実施します。</li> </ul>
11/2 (木)	9:40-15:10 〔4.5H〕		
	15:10-16:40 〔1.5H〕	グループ発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>主力取引金融機関に説明し、理解を得るという設定により、一班20分程度で発表していただきます。</li> <li>グループ発表終了後、講師より講評を行います。</li> </ul>
	16:40-16:50	修了証書の授与	—

※1 研修内容は変更になる場合があります。

※2 11月2日（木）は、17時30分から実践力判定試験を実施いたします。

## 5. 実践力判定試験の実施

当研修【実践研修】の修了者で、中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関の認定を受けたい方に対して、試験を実施し、合否を判定します。

※実践力判定試験の受験資格者は、所定の振込期限までに受験料を振込みし当研修を修了（策定支援の関与度に応じて受講が免除される方を除く）した方です。出席時間数が所定開講時間数の90%未満の場合は、当研修は未修了となるため、認定申請に必要な実践力判定試験の受験資格は有しませんのでご注意ください。

月／日	時間	科目	内容
11/2 (木)	17:30-19:00 〔1.5H〕	実践力判定試験	中小企業が経営改善計画を策定することを支援するため必要となる能力・指導力の確認を目的とした記述（空欄補充・計算問題）又は選択式問題

### 試験概要

- (1) 中小企業が管理会計の導入を前提とした経営状況の把握と経営方針、利益計画、資金計画の策定とそのアクションプランの策定等、中小企業が経営計画を策定することを支援するために必要となる能力・指導力の確認を目的とした記述（空欄補充・計算問題）又は選択式の試験。
- (2) 後日、合否の判定結果を郵送いたします。
- (3) 不合格の方は、中小企業大学校が実施する試験を再度受験することができます。  
(ただし、再度、当研修を受講する必要はありません。)

※試験問題、採点および合否についてのお問合せには一切応じられません。

## 6. 研修会場・試験会場

中小企業大学校東京校

〒207-8515 東京都東大和市桜が丘2-137-5（交通案内図をご参照ください。）

## 7. 募集定員

30名

※応募者が多数の場合は、実践力判定試験を受験される方を優先して、1機関につき1名として、抽選になる場合があります。（※抽選は、受講申込書受付期間後に実施します。）

## 8. 受講料

26,000円（税込）

## 9. 受験料

実践力判定試験の受験を希望する方は、8. の受講料（26,000円（税込））のほかに受験料5,000円（税込）が必要です。受講と受験の両方を希望される方は、受講料・受験料は一括（31,000円（税込））でお振込み願います。

## 10. 受講申込みから試験までの流れ

(1) 申込受付期間：平成29年8月10日（木）～平成29年9月15日（金）必着



(2) 受講決定通知書兼請求書の送付：平成29年9月27日（水）頃、郵送いたします。  
※抽選になった場合には、抽選の結果は、9月27日（水）頃、郵送いたします。



(3) 受講料・受験料の振込期限：平成29年10月18日（水）



(4) 開講日：平成29年11月1日（水）



(5) 試験日：平成29年11月2日（木）17：30～19：00  
※受験票は、研修を修了された方に当日お渡しいたします。

## 11. 申込方法

### (1) 受講申込書の送付

ホームページ掲載の様式「**受講申込書（平成29年11月）**」にご記入の上、必ず写真を貼付して、上記の受講申込書受付期間内（東京校必着）に郵送してください。

#### 受講申込書の送付先

〒207-8515 東京都東大和市桜が丘2-137-5

中小企業大学校東京校 支援研修課あて

※送付の際は、封筒の表に「**実践研修⑪月受講申込書在中**」と赤字で記載のこと。

※受講申込書はホームページに掲載されている書式（WordまたはPDF形式）を印刷してご使用ください。

※申込方法は郵送のみとさせていただきます。 F A X、メールによる申込は受け付けておりません。また、申込書を直接持参して提出することはできません。なお、ご提出いただいた書類は、原則、返却いたしませんので予めご了承ください。

### (2) 受講料及び受験料のお振込み

平成29年10月18日（水）までに、以下に記載の受講料及び受験料をお振込みください。

①受講料 26,000円（税込）

②受験料 5,000円（税込）

※受講料・受験料は一括（31,000円（税込））でお振込み願います。

## 振込みの際の注意

- ※専用の振込用紙はありません。金融機関に備付けの用紙またはA T M等をご利用ください。
- ※受講料等の振込名義は、認定を受けようとする機関が個人の場合は当該の個人名義、認定を受けようとする機関が法人の場合は当該の法人名義とし、認定を受けようとする機関名と一致していることを必ずご確認ください。
- ※必ず電信振込指定でお願いします。(文書振込みはお使いいただけません。)
- ※振込票(控え)をもって領収書に代えさせていただきます。
- ※振込票(控え)・利用明細書等の振込金額・振込日時・振込先が記載されたものは、後日確認させていただく場合がございますので大切に保管してください。
- ※振込期限日までに、当機構が指定する所定の口座に入金の確認ができない場合は、受講等をご辞退いただくことがありますので、ご了承ください。

## 12. 個人情報の取り扱い

当研修の応募のためにご提出いただいた個人情報については、当研修の実施と運営に関する範囲で取り扱います。なお、より効果的に研修を行うため、講師に個人情報をお知らせする場合があります。

また、試験の応募のためにご提出いただいた個人情報については、当試験の実施と運営ならびに認定支援機関への申請をした際の確認等に関する範囲で取り扱います。

## 13. 中小企業経営改善計画策定支援研修【実践研修】に関するQ & A

### <受講条件について>

Q1 : 当要項P2「3. 受講対象者受講条件」に挙げられていることは必須ですか？

A1 : 当研修では、ケース教材等により、受講者各自で実際に作業を行っていただくことを通じて理解を深めていただくことも目的としているため、表計算ソフト等のアプリケーションの操作ができることを受講条件としています。また、当研修では「実践力」を修得していただきますので、財務・会計・経営計画等に関する専門的知識を有していることが基本前提となります。

Q2 : 実践力判定試験を受験しないのですが、研修は受講してよいのでしょうか？

A2 : 構いません。ただし、応募者多数の場合は、実践力判定試験の受験を希望する方を優先させていただきます。

Q3 : 受講資格について教えてください。

A3 : 受講対象者は、中小企業等経営強化法に基づいて経営改善計画の策定支援を実施する、あるいは実施しようとする者でなければなりません。受講者ごとの要件は以下のようになっています。

	①中小企業の経営支援業務の実務経験が3年未満の者	②中小企業の経営支援業務の実務経験が3年以上で、経営革新等支援業務の実務経験が1年未満の者	③経営革新計画等の策定に際し、主たる支援者として関与したあと、当該計画の認定を3件以上受けている者	④中小企業経営改善計画策定支援研修(理論研修)の専門的知識判定試験に合格した者
税理士、弁護士、公認会計士の資格をお持ちの方	受講可	受講可	—	—
金融機関の役職員の方	受講可	受講可	—	—
中小企業診断士、社会保険労務士、司法書士等	かつ③又は④に該当 受講可	かつ③又は④に該当 受講可	かつ①又は②に該当 受講可	かつ①又は②に該当 受講可
NPO法人、民間コンサルティング会社、商工会、商工会議所及び中小企業団体中央会の役職員の方	かつ③又は④に該当 受講可	かつ③又は④に該当 受講可	かつ①又は②に該当 受講可	かつ①又は②に該当 受講可

### 【ご注意】

税理士、弁護士、公認会計士の資格を有している方及び金融機関の役職員が「個人」として経済産業局に認定を受けるための必須要件は、実践研修を修了することかつ実践力判定試験に合格することです。(理論研修は必須要件ではありません。)ただし、「法人」として認定を受ける場合には、理論研修の受講等も必要になる場合があります。

したがって、経済産業局による認定の受け方(個人又は法人)によって、上記のように必須要件が異なりますので、当校へ受講申込書をご送付される際は、予め、認定申請書をご提出される経済産業局にご確認いただく等、お間違いのないようご注意ください。

### <受講申込書の記入等の留意点>

Q4：認定を受けようとする機関が**法人**の場合、受講申込書の記入方法や受講料等の振込みの際の留意点はありますか？

A4：認定を受けようとする機関が**法人**の場合は、受講申込書の【認定を受けようとする機関名】の欄（「(2) 法人」に○）に当該の法人名をご記入ください。その場合、受講料等の振込名義人は当該の機関名（法人名）と同一名義にしてください。（当要項P5**振込みの際の注意**参照）

キャンセル等により当校が受講料返還の手続きをする場合は、当校の指定口座にお振込みいただいた受講料の振込名義人と同一名義人のお口座にお振込みにより返還いたします。（「受験料」は返還いたしません。）また、受講料の返還額等は当機構の規定に基づきます。

※法人名義でお振込みされた受講料を個人名義のお口座に返還、あるいは個人名義でお振込みされた受講料を法人名義のお口座に返還することは、トラブルの原因となりますので、振込名義人と返還先口座名義人は同一名義人で手続きさせていただきます。

Q5：受講申込書の「所属長役職」欄・「所属長名」欄は誰にしたらよいのですか？

A5：当校からの指定はありません。事務処理の関係などで、ご都合の良い方をご記入ください。ただし、同一機関で複数名受講される場合は、所属長は同一人にしてください。

なお、個人で申し込まれる場合は記入不要です。事務連絡担当者名の欄は「本人」としてください。

Q6：写真は、自分がデジカメで撮影したものでもいいですか？また、申込書に直接、印刷してもいいですか？

A6：本人確認のために使用します。顔がはっきりと確認できるもので、画像処理していなければ構いません。また、写真は貼付せずに直接申込書にプリントしても構いません。（写真が不鮮明の場合は、再送付をお願いすることがあります）。

### <研修中の遅刻・早退の取扱いについて>

Q7：研修中の遅刻・早退の取扱いについて教えてください。

A7：1時間以上の遅刻又は早退の場合は、いかなる理由であっても修了要件を満たさなくなり、修了証書の交付はできませんのでご注意ください。

### <実践力判定試験について>

Q8：この研修を受講すれば、試験を受けられるのでしょうか？

A8：受講するだけでなく、当校の所定の研修修了要件を満たす必要があります。研修を修了した方だけが受験することができます。

Q9：試験の結果はどのように通知されるのですか？

A9：試験終了後、採点及び合格の判定をして、全員に合格・不合格の結果を郵送でご通知いたします。なお、合格者に送付する**合格証書は認定経営革新等支援機関の認定申請の際に必要な書類**ですので、大切に保管してください。

Q10：不合格の場合に再度試験のみ受験することはできますか？

A10：当研修を修了された方で実践力判定試験に不合格であった方は、次回以降に中小企業大学校で開講する実践研修の最終日に実施する同試験を受験することができます。再受験をお申し込みの際は、「実践力判定試験受験申込書」によりお手続きください。（「受験料」のお振込みと「修了証書の写し」の添付が必要となります。）

平成29年度実践研修の日程等の詳細については、  
中小機構ホームページ <http://www.smrj.go.jp/jinzai/seminar/074401.html>  
（平成29年度実践研修のご案内）を参照ください。

### <その他>

Q11：宿泊先は大学校側で用意していただけるのですか？

A11：宿泊先はお手数ですがご自分で確保してください。

なお、東京校の東大和寮をご利用の場合は、受講申込書下段に掲載の「入寮申込書」の各項目にすべて記入してください。

※東大和寮については東京校のホームページを参照ください。

東京校トップページ→施設のご案内→宿泊施設のご案内

Q12：受講決定後にやむを得ず受講できなくなった場合に、他の開催回に振り替えて受講することはできますか？また、本人が受講できない場合、代わりに同じ機関に所属する他の者が受講することはできますか？

A12：受講申込書においてお申込みされたコースの決められた日程以外では受講できません。

また、受講申込書においてご記入された受講申込者本人以外の方も受講できません。



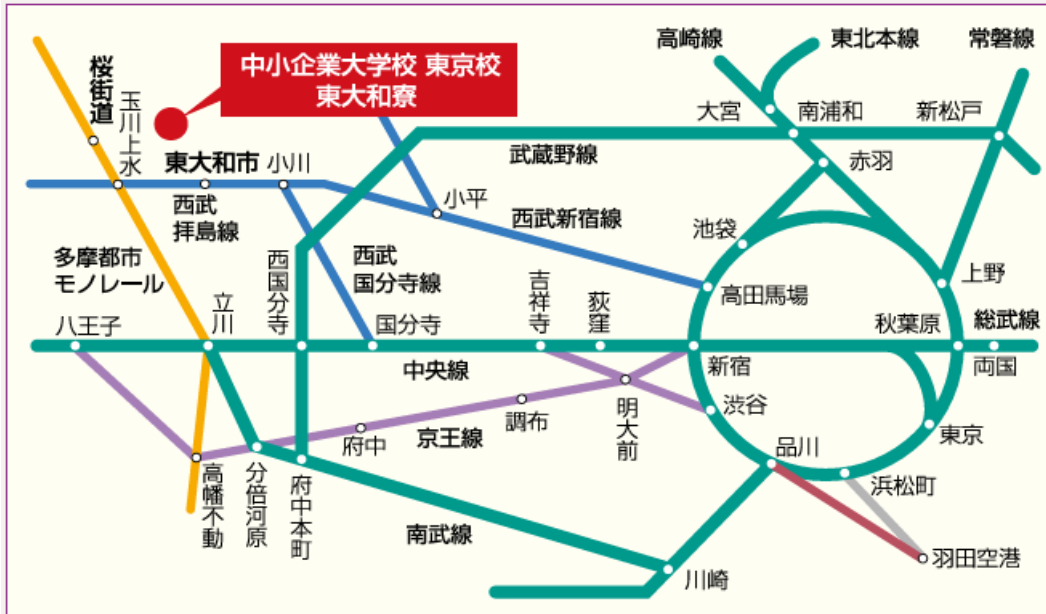
**研修会場・試験会場・お問合せ先**

中小企業大学校東京校 支援研修課  
〒207-8515 東京都東大和市桜が丘2-137-5  
TEL : 042-565-1270 Email : to-keieikaizen@smrj.go.jp

※申し訳ございませんが、自動車・オートバイ・  
自転車等の乗り入れは固くお断りしております。

交通案内：新宿方面より1時間程度

**【路線図】**

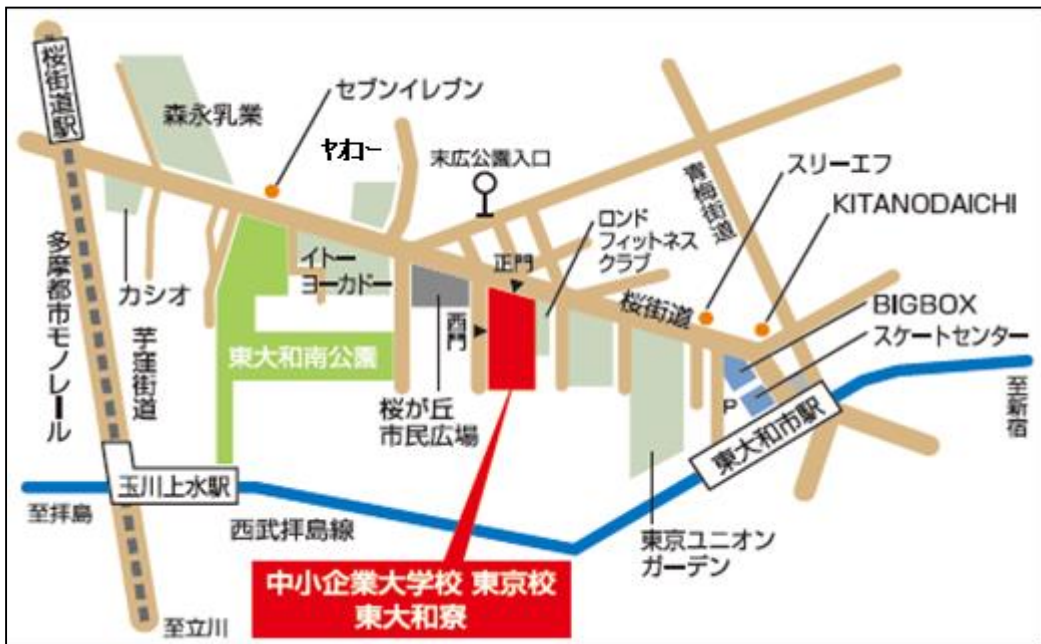


JR 新宿駅 ⇒ (JR 山手線 約5分) ⇒ 高田馬場駅 ⇒  
(西武新宿線・拝島線 急行約40分) ⇒ 東大和市駅下車  
(徒歩約10分) ≫ ≫ ≫ 東京校・東大和寮

〔立川方面からお越しになる方〕

JR 立川駅 ⇒ (徒歩乗り換え) 多摩都市モノレール立川北駅 ⇒  
「玉川上水駅」または「桜街道駅」下車 (徒歩約15分)

**【周辺図】**



西武拝島線「東大和市駅」より徒歩約10分

多摩都市モノレール「玉川上水駅」または「桜街道駅」より徒歩約15分

【受講申込書 送付先】

受講申込書の送付には、下記の宛先を切り取ってご利用ください。

〒207-8515

東京都東大和市桜が丘 2 の 137 の 5

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

中小企業大学校 東京校 支援研修課 行

(実践研修⑪月 受講申込書在中)